

精神疾患を有する教職員の職場復帰訓練及び復職に関する取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神疾患により病気休職を命ぜられ又は病気休暇を取得している教職員（以下「病休者等」という。）の職場復帰訓練（以下「訓練」という。）及び復職について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 精神疾患 国際疾病分類第10版の第5章に収録されている精神及び行動の障害に該当する疾患
- 二 教職員 群馬県教育委員会の任命に係る教職員。ただし、教育委員会事務局及び学校を除く教育機関に勤務する教職員は含まない。
- 三 審査会 教職員精神保健審査会
- 四 復職 病気休職を命ぜられた教職員の復職及び病気休暇を取得している教職員の復帰

第2章 訓練

(対象者)

第3条 訓練の対象者は、30日を超える病休者等及び30日以下の病休者等のうち次の各号のいずれかに該当する教職員とする。

- 一 主治医が必要と認める者
- 二 訓練の実施を希望する者
- 三 審査会で必要と認める者

(目的)

第4条 訓練の目的は、次の各号のとおりとする。

- 一 病休者等が職場への適応性等を回復することで復職に対する不安を軽減し、再発を防止すること。
- 二 病休者等の所属長（以下「所属長」という。）が病状の回復状況を把握し、復職に向け所属の体制整備を図ること。
- 三 病休者等が復職をしようとする場合、審査会における審査の資料とすること。

(期間及び内容)

第5条 訓練の期間は、原則として8週間とし、16週間を限度とする。ただし、状況により短縮することができる。

- 2 訓練の内容は、病休者等の状況に応じ決定するものとする。
- 3 訓練は、原則として、職場復帰訓練の段階及び考え方等（別表第1）に示す3段階に区分し実施する。

(実施場所)

第6条 訓練の実施場所は、原則として病休者等の所属とする。

(実施の申請手続)

第7条 第3条に規定する対象者は、職場復帰訓練実施申請書（別記様式第1号、以下「実施申請書」という。）、診断書（別記様式第2号、以下「診断書」という。）及び普通傷害保

険加入同意書（別記様式第3号）を、所属長に提出するものとする。

- 2 所属長は、実施申請書が提出された場合、訓練の実施が適当か判断するため、当該教職員と面接を行い、職場復帰訓練申請時確認事項及び基準（別表第2、以下「申請時確認事項及び基準」という。）に規定する事項について確認するものとする。
- 3 所属長は、前項の面接の結果、申請時確認事項及び基準に定める基準に達している場合には次項に規定する手続を行うものとし、基準に達していない場合には当該教職員にその理由を示した上で当該申請を受理しないことができる。なお、受理しない場合には、所属長は主治医に相談するほか、適切な処置をとらなければならない。
- 4 所属長は、当該教職員と相談し、また、必要に応じ主治医及び家族からも意見を聞き訓練実施計画を定めた上で、第1項に規定する書類に、職場復帰訓練に関する意見書（別記様式第4号、以下「訓練に関する意見書」という。）、職場復帰訓練申請資料（別記様式第5号）及び職場復帰訓練実施計画書（別記様式第6号、以下「実施計画書」という。）を添付して、県立学校にあっては審査会の開催日の2週間前までに県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）あて、市町村立学校にあっては審査会の開催日の3週間前までに当該市町村立学校を所管する市町村教育委員会あて、提出するものとする。
- 5 前項において提出を受けた市町村教育委員会は、内容を審査の上、訓練の実施が適当であると認める場合は、訓練に関する意見書に意見を記載した上で、提出を受けた書類を、当該市町村立学校を所管する教育事務所を経由し、審査会の開催日の2週間前までに県教育長あて、提出するものとする。

（実施の審査及び承認）

- 第8条 県教育長は、前条に規定する申請を受理した場合は、訓練実施の適否について、審査会に諮問するものとする。
- 2 審査会は、教職員精神保健審査会運営要綱（以下「審査会運営要綱」という。）に基づき、訓練実施の適否について審査の上、県教育長に答申する。
 - 3 前項の審査において、審査会が必要と認める場合は、面談・検査等を実施する。
 - 4 県教育長は、審査会からの答申を踏まえ実施の可否を決定し、当該教職員あて、職場復帰訓練実施通知書（別記様式第7号）を送付するものとする。なお、前条の申請が市町村立学校からのものである場合にあっては、当該市町村立学校を所管する教育事務所及び市町村教育委員会を経由して通知をするものとする。

（実施の際の留意点）

- 第9条 訓練を実施する際の留意点は、次の各号のとおりとする。
- 一 当該教職員は、訓練の目的を十分理解し、その目的が達成できるよう訓練を行うこと。
 - 二 所属長は、訓練の目的を当該教職員に理解させること。
 - 三 所属長は、事故を未然に防ぎ、また、訓練が効果的なものとなるよう、訓練の内容及び日程について当該教職員と十分に打合せを行うこと。
 - 四 所属長は、当該教職員、主治医及び当該教職員の家族と十分に連携を図ること。
 - 五 所属長及び他の教職員は、訓練が円滑に実施できるよう協力し、良好な職場環境づくりに努めること。

（内容の変更及び中止）

- 第10条 当該教職員は、訓練実施計画の変更又は訓練の中止を希望するときは、所属長と協議しその同意を得た上で、変更又は中止をすることができる。
- 2 所属長は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練実施計画の変更又は訓練の中止をすることができる。
 - 一 当該教職員の観察状態から変更又は中止が適当と思われる場合

二 主治医から変更又は中止の指示があった場合

- 3 当該教職員は、訓練実施計画の変更（軽微なものを除く。）又は訓練の中止をした場合は、職場復帰訓練変更（中止）届（別記様式第8号）、診断書、職場復帰訓練日誌（別記様式第9号、以下「訓練日誌」という。）及び職場復帰訓練自己評価表（別記様式第10号、以下「自己評価表」という。）を所属長に提出するものとする。
- 4 所属長は、前項の提出があった場合、県立学校にあつては県教育長あて、市町村立学校にあつては当該市町村立学校を所管する市町村教育委員会及び教育事務所を経由して県教育長あて、提出するものとする。なお、第1項及び第2項の規定により訓練実施計画の変更又は訓練の中止をし、かつ、当該教職員から前項に規定する書類の提出がない場合は、職場復帰訓練変更（中止）に関する意見書（別記様式第11号）を県教育長あて提出するものとする。

（終了時の面接）

- 第11条 所属長は、訓練終了時において、当該教職員と面接を行い、職場復帰訓練終了時確認事項及び基準（別表第3、以下「終了時確認事項及び基準」という。）により、復職が適当かどうか確認するものとする。
- 2 前項の面接の結果、終了時確認事項及び基準に定める基準により復職が適当と認められた場合の扱いは第17条の定めるところによるものとし、適当と認められない場合、所属長は訓練期間の延長又は療養への専念等を助言するなど適切な処置をとらなければならない。

（期間の延長）

- 第12条 前条の面接において訓練期間の延長が適当と判断された場合、当該教職員は訓練期間の延長を申請することができる。
- 2 訓練期間の延長を申請する教職員は、職場復帰訓練延長申請書（別記様式第12号、以下「延長申請書」という。）、診断書、訓練日誌及び自己評価表を、所属長に提出するものとする。
 - 3 所属長は、延長申請書が提出された場合、当該教職員と相談し、また、必要に応じ主治医及び家族からも意見を聞き訓練実施計画を定めた上で、前項に規定する書類に、職場復帰訓練延長に関する意見書（別記様式第13号、以下「延長に関する意見書」という。）及び実施計画書を添付して、県立学校にあつては審査会の開催日の2週間前までに県教育長あて、市町村立学校にあつては審査会の開催日の3週間前までに当該市町村立学校を所管する市町村教育委員会あて、提出するものとする。
 - 4 前項において提出を受けた市町村教育委員会は、内容を審査の上、訓練期間の延長が適当であると認められる場合は、延長に関する意見書に意見を記載した上で、提出を受けた書類を、当該市町村立学校を所管する教育事務所を経由し、審査会の開催日の2週間前までに県教育長あて、提出するものとする。

（期間延長申請の審査及び承認）

- 第13条 第8条の規定は、前条の申請に係る審査及び承認について準用する。

（実施中の災害補償）

- 第14条 訓練中の事故について、当該教職員は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による補償を受けることができない。

（保険の加入）

- 第15条 県教育長は、訓練中に当該教職員を被保険者とする普通傷害保険に加入するものとする。
- 2 県教育長は、訓練中に当該教職員が第三者の身体及び財産に損害を与えた場合の補償につ

いて損害賠償責任保険に加入するものとする。

（訓練実施中の事故報告）

第16条 所属長は、訓練中に事故が発生した場合は、状況を確認し適切な処置を行うとともに、職場復帰訓練中の事故発生報告書（別記様式第14号）を、県立学校にあっては県教育長あて、市町村立学校にあっては当該市町村立学校を所管する市町村教育委員会及び教育事務所を経由して県教育長あて、提出するものとする。

第3章 復職

（申請手続）

第17条 第11条に規定する訓練終了時の面接において復職が適当と判断された場合、当該教職員は次の各号のとおり手続を行うものとする。

一 県立学校の教職員 群馬県立学校処務規程（平成5年3月31日教育委員会訓令乙第4号、以下「処務規程」という。）第28条の2第1項から第3項までのうち該当する項に規定する書類に、訓練日誌及び自己評価表を添付して所属長に提出するものとする。なお、処務規程第28条の2第1項から第3項までの各項の医師の診断書は、本要綱で規定する診断書を使用するものとする。

二 市町村立学校の教職員 30日を超え180日以内の病気休暇の場合にあっては執務承認等を行う者が別途定める書類に、病気休職の場合にあっては復職願（別記様式第15号）に、診断書、訓練日誌及び自己評価表を添付して所属長に提出するものとする。

2 所属長は、前項の書類が提出された場合、復職に関する意見書（別記様式第16号、以下「復職意見書」という。）及び復職申請資料（別記様式第17号）を添付して、県立学校にあっては審査会の開催日の2週間前までに県教育長あて、市町村立学校にあっては審査会の開催日の3週間前までに当該市町村立学校を所管する市町村教育委員会あて、提出するものとする。

3 前項において提出を受けた市町村教育委員会は、内容を審査の上、復職が適当であると認められる場合は、復職意見書に意見を記載した上で、提出を受けた書類を当該市町村立学校を所管する教育事務所を経由し、審査会の開催日の2週間前までに県教育長あて、提出するものとする。

（審査及び承認）

第18条 県教育長は、前条に規定する申請等を受理した場合は、復職の適否について、審査会に諮問するものとする。

2 審査会は、審査会運営要綱に基づき、復職の適否について審査のうえ、県教育長に答申する。

3 前項の審査において、審査会が必要と認める場合は、面談・検査等を実施する。

4 県教育長は、審査会の答申を受け、当該教職員あて復職（復帰）に係る審査結果について（別記様式第18号）を送付する。なお、当該教職員からの申請等の提出先が県教育長でない場合には、その提出先に対して行うものとする。

5 県教育長又は執務承認等の権限を有する者は、審査会からの答申を踏まえ復職の可否を決定するものとする。

（復職後の状況報告）

第19条 所属長は、復職した当該教職員の状況について、病気休職後にあっては復職発令日から、病気休暇後にあっては執務開始日から起算して3か月を経過後速やかに、復職後状況報告書（別記様式第19号）を、県立学校にあっては県教育長あて、市町村立学校にあっては当該市町村立学校を所管する教育事務所及び市町村教育委員会を経由して県教育長あて、

提出するものとする。

2 県教育長は、前項に規定する報告を受理した場合は、必要に応じその内容について、審査会に意見を求めることができる。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 精神障害を有する教職員の復職等に関する取扱い要領（平成19年3月30日ス健第330－24号教育長通知）及び仮出勤実施要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。